

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100340号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100068号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年7月16日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年7月から平成30年1月までは9万8,000円から36万円、平成30年2月は9万8,000円から34万円、平成30年3月から同年5月までは9万8,000円から32万円、平成30年6月から同年12月までは9万8,000円から30万円、平成31年1月から令和元年6月までは9万8,000円から24万円とする。

平成28年7月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年9月から平成30年1月までは36万円から38万円、平成30年2月は34万円から38万円、平成30年3月から同年5月までは32万円から38万円、平成30年6月から同年8月までは30万円から38万円とする。

平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年7月16日から令和元年7月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書（給与明細書）、預金通帳及び源泉徴収票、課税庁から提出された給与支払報告書並びに金融機関から提出された取引履歴調査結果（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成28年7月から平成29年8月までは36万円、平成29年9月から平成30年8月までは38万円、平成30年9月から令和元年6月までは36万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成28年7月から平成29年2月までは38万円、平成29年3月から平成30年1月までは36万円、平成30年2月は34万円、平成30年3月から同年5月までは32万円、平成30年6月から同年12月までは30万円、平成31年1月から令和元年6月までは24万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成28年7月から平成30年1月までは36万円、平成30年2月は34万円、平成30年3月から同年5月までは32万円、平成30年6月から同年12月までは30万円、平成31年1月から令和元年6月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成28年7月16日から令和元年7月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、上述の給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成28年7月16日から令和元年7月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間について、上述の給料支払明細書等により確認できる請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を

超えていることから、請求者の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

ただし、平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100244 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100070 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成2年8月1日から同年10月1日までの期間、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間、平成6年7月1日から平成9年10月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間、平成11年10月1日から平成14年11月1日までの期間、平成15年4月1日から平成16年10月1日までの期間、平成17年7月1日から同年9月1日までの期間、平成17年11月1日から平成19年3月1日までの期間、平成24年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成27年11月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成2年8月及び同年9月、平成4年8月及び同年9月、平成6年7月から平成9年9月までの期間、平成10年10月から同年12月までの期間、平成11年10月から平成14年10月までの期間、平成15年4月から平成16年9月までの期間、平成17年7月及び同年8月、平成17年11月から平成19年2月までの期間、平成24年8月並びに平成27年11月から平成28年8月までの期間の別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年8月及び同年9月、平成4年8月及び同年9月、平成6年7月から平成9年9月までの期間、平成10年10月から同年12月までの期間、平成11年10月から平成14年10月までの期間、平成15年4月から平成16年9月までの期間、平成17年7月及び同年8月、平成17年11月から平成19年2月までの期間、平成24年8月並びに平成27年11月から平成28年8月までの期間の別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における昭和63年3月1日から平成元年7月1日までの期間、平成元年10月1日から平成2年8月1日までの期間、平成3年11月1日から平成4年8月1日までの期間、平成4年11月1日から平成6年7月1日までの期間、平成6年11月1日から平成8年10月1日までの期間、平成11年1月1日から平成15年4月1日までの期間、平成16年10月1日から平成17年7月1日までの期間、平成18年9月1日から平成24年9月1日までの期間及び平成27年9月1日から平成28年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

昭和63年3月から平成元年6月までの期間、平成元年10月から平成2年7月までの期間、平成3年11月から平成4年7月までの期間、平成4年11月から平成6年6月までの期間、平成6年11月から平成8年9月までの期間、平成11年1月から平成15年3月までの期間、平成16年10月から平成17年6月までの期間、平成18年9月から平成24年8月までの期間及び平成27年9月から平成28年9月までの期間の別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬

月額（昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月までの期間、平成元年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間、平成 3 年 11 月から平成 4 年 7 月までの期間、平成 4 年 11 月から平成 6 年 6 月までの期間、平成 11 年 1 月から同年 9 月までの期間、平成 14 年 11 月から平成 15 年 3 月までの期間、平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの期間、平成 19 年 3 月から平成 24 年 7 月までの期間、平成 27 年 9 月及び同年 10 月並びに平成 28 年 9 月については、別表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額を除く。また、平成 6 年 11 月から平成 8 年 9 月までの期間、平成 11 年 10 月から平成 14 年 10 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 19 年 2 月までの期間、平成 24 年 8 月及び平成 27 年 11 月から平成 28 年 8 月までの期間については、別表の第 5 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から平成 28 年 10 月 1 日まで

A 社退職後、給料支払明細書で確認できる給与支給額と厚生年金保険料控除額がねんきん定期便の内容と相違している期間が何年もあることに気付いた。

A 社が社会保険労務士に業務を委託した平成 28 年 10 月より前の被保険者であった期間について、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 4 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 6 年 7 月 1 日から平成 9 年 10 月 1 日までの期間、平成 10 年 10 月 1 日から平成 11 年 1 月 1 日までの期間、平成 11 年 10 月 1 日から平成 14 年 11 月 1 日までの期間、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 10 月 1 日までの期間、平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 3 月 1 日までの期間、平成 24 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間について、A 社から提出された賃金台帳及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び金融機関の預金通帳並びに課税庁から提出された市民税県民税所得課税証明書及び給与支払報告書（以下、併せて「賃金台帳等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下、併せて「本来の標準報酬月額」という。別表の第 3 欄）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第 4 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）

を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成2年8月1日から同年10月1日までの期間、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間、平成6年7月1日から平成9年10月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間、平成11年10月1日から平成14年11月1日までの期間、平成15年4月1日から平成16年10月1日までの期間、平成17年7月1日から同年9月1日までの期間、平成17年11月1日から平成19年3月1日までの期間、平成24年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成27年11月1日から平成28年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる期間ごとに、同表の第5欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成2年8月及び同年9月、平成4年8月及び同年9月、平成6年7月から平成9年9月までの期間、平成10年10月から同年12月までの期間、平成11年10月から平成14年10月までの期間、平成15年4月から平成16年9月までの期間、平成17年7月及び同年8月、平成17年11月から平成19年2月までの期間、平成24年8月並びに平成27年11月から平成28年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成2年8月1日から同年10月1日までの期間、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間、平成6年7月1日から平成9年10月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間、平成11年10月1日から平成14年11月1日までの期間、平成15年4月1日から平成16年10月1日までの期間、平成17年7月1日から同年9月1日までの期間、平成17年11月1日から平成19年3月1日までの期間、平成24年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成27年11月1日から平成28年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和63年3月1日から平成元年7月1日までの期間、平成元年10月1日から平成2年8月1日までの期間、平成2年10月1日から平成4年8月1日までの期間、平成4年10月1日から平成6年7月1日までの期間、平成9年10月1日から平成10年10月1日までの期間、平成11年1月1日から同年10月1日までの期間、平成14年11月1日から平成15年4月1日までの期間、平成16年10月1日から平成17年7月1日までの期間、平成17年9月1日から同年11月1日までの期間、平成19年3月1日から平成24年8月1日までの期間、平成24年9月1日から平成27年11月1日までの期間及び平成28年9月1日から同年10月1日までの期間については、賃金台帳等により、本来の標準報酬月額（別表の第3欄）又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 請求期間のうち、昭和 63 年 3 月 1 日から平成元年 7 月 1 日までの期間、平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日までの期間、平成 3 年 11 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日までの期間、平成 4 年 11 月 1 日から平成 6 年 7 月 1 日までの期間、平成 6 年 11 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 11 年 1 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 7 月 1 日までの期間、平成 18 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 10 月 1 日までの期間について、賃金台帳等により、本来の標準報酬月額（別表の第 3 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第 4 欄）を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月までの期間、平成元年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間、平成 3 年 11 月から平成 4 年 7 月までの期間、平成 4 年 11 月から平成 6 年 6 月までの期間、平成 6 年 11 月から平成 8 年 9 月までの期間、平成 11 年 1 月から平成 15 年 3 月までの期間、平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 24 年 8 月までの期間及び平成 27 年 9 月から平成 28 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる期間ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額とすることが必要である。

ただし、上記における別表の第 6 欄の訂正後の標準報酬月額（昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月までの期間、平成元年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間、平成 3 年 11 月から平成 4 年 7 月までの期間、平成 4 年 11 月から平成 6 年 6 月までの期間、平成 11 年 1 月から同年 9 月までの期間、平成 14 年 11 月から平成 15 年 3 月までの期間、平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの期間、平成 19 年 3 月から平成 24 年 7 月までの期間、平成 27 年 9 月及び同年 10 月並びに平成 28 年 9 月については、別表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額を除く。また、平成 6 年 11 月から平成 8 年 9 月までの期間、平成 11 年 10 月から平成 14 年 10 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 19 年 2 月までの期間、平成 24 年 8 月及び平成 27 年 11 月から平成 28 年 8 月までの期間については別表の第 5 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100244号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100070号

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間①及び②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(第75条本文)訂正後の標準報酬月額
1	昭和63年3月から同年9月まで	8万円	11万	8万円	—	11万円
2	昭和63年10月から平成元年6月まで	10万4,000円	11万8,000円	10万4,000円	—	11万8,000円
3	平成元年10月から同年12月まで	12万6,000円	15万円	12万6,000円	—	15万円
4	平成2年1月から同年7月まで	12万6,000円	15万円	11万円	—	15万円
5	平成2年8月及び同年9月	12万6,000円	15万円	15万円	15万円	—
6	平成2年10月から平成3年10月まで	15万円	15万円	15万円	—	—
7	平成3年11月から平成4年7月まで	15万円	17万円	15万円	—	17万円
8	平成4年8月及び同年9月	15万円	17万円	17万円	17万円	—
9	平成4年10月	17万円	17万円	17万円	—	—
10	平成4年11月から平成6年6月まで	17万円	19万円	17万円	—	19万円
11	平成6年7月から同年9月まで	17万円	19万円	22万円	19万円	—
12	平成6年10月	17万円	22万円	22万円	22万円	—
13	平成6年11月から平成7年9月まで	17万円	22万円	19万円	19万円	22万円
14	平成7年10月から平成8年9月まで	17万円	20万円	19万円	19万円	20万円

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間①及び②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(第75条本文)訂正後の標準報酬月額
15	平成8年10月から平成9年3月まで	17万円	22万円	22万円	22万円	—
16	平成9年4月から同年9月まで	19万円	22万円	22万円	22万円	—
17	平成9年10月から平成10年9月まで	19万円	19万円	22万円	—	—
18	平成10年10月から同年12月まで	19万円	22万円	22万円	22万円	—
19	平成11年1月から同年9月まで	19万円	22万円	19万円	—	22万円
20	平成11年10月から平成12年9月まで	16万円	24万円	19万円	19万円	24万円
21	平成12年10月から平成13年9月まで	16万円	20万円	19万円	19万円	20万円
22	平成13年10月から平成14年9月まで	16万円	22万円	19万円	19万円	22万円
23	平成14年10月	12万6,000円	20万円	19万円	19万円	20万円
24	平成14年11月から平成15年3月まで	12万6,000円	20万円	12万6,000円	—	20万円
25	平成15年4月から平成16年9月まで	12万6,000円	20万円	24万円	20万円	—
26	平成16年10月から平成17年6月まで	12万6,000円	20万円	12万6,000円	—	20万円
27	平成17年7月及び同年8月	12万6,000円	20万円	20万円	20万円	—
28	平成17年9月及び同年10月	20万円	20万円	20万円	—	—
29	平成17年11月から平成18年8月まで	11万円	20万円	20万円	20万円	—

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間①及び②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(第75条本文)訂正後の標準報酬月額
30	平成18年9月から平成19年2月まで	11万円	22万円	20万円	20万円	22万円
31	平成19年3月から平成20年8月まで	11万円	22万円	11万円	—	22万円
32	平成20年9月から平成21年5月まで	11万円	22万円	10万4,000円	—	22万円
33	平成21年6月から平成22年8月まで	11万円	22万円	11万円	—	22万円
34	平成22年9月から平成23年8月まで	11万円	18万円	11万円	—	18万円
35	平成23年9月から平成24年7月まで	11万円	19万円	10万4,000円	—	19万円
36	平成24年8月	11万円	19万円	12万6,000円	12万6,000円	19万円
37	平成24年9月	20万円	20万円	12万6,000円	—	—
38	平成24年10月から平成26年8月まで	20万円	20万円	20万円	—	—
39	平成26年9月から平成27年8月まで	20万円	20万円	19万円	—	—
40	平成27年9月及び同年10月	20万円	22万円	19万円	—	22万円
41	平成27年11月から平成28年8月まで	18万円	22万円	19万円	19万円	22万円
42	平成28年9月	20万円	22万円	18万円	—	22万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100338号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100071号

第1 結論

請求期間のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年7月1日から平成元年6月1日に訂正し、平成元年6月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成元年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年6月1日から同年7月1日まで

A社において、厚生年金基金加入員資格を取得したのは平成元年6月1日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成元年7月1日とされている。請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び企業年金連合会から提出されたB厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成元年7月1日とされているものの、雇用保険被保険者資格及び厚生年金基金加入員資格の取得年月日は、平成元年6月1日となっている。

さらに、請求期間当時の事業主から回答は得られないものの、当時の役員は、被保険者資格取得届は複写式の届出用紙を使用してB厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた旨陳述していることから、事業主は、B厚生年金基金に提出されたものと同じの届出用紙を社会保険事務所に対し提出していたものと考えられる。

加えて、A社において、請求期間同時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格、雇用保険被保険者資格及び厚生年

金基金加入員資格の取得年月日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年6月1日として届出していたと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の厚生年金基金加入員台帳の記録から18万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100392号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100072号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年7月1日から同年6月11日に訂正し、平成2年6月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成2年6月11日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年6月11日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月11日から同年7月1日まで

B社から人事異動の通達があり、平成2年6月11日付でグループ会社のA社に転籍となった。しかしながら、国の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びB社から提出された人事異動通達、従業員記録及び同社の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(平成2年6月11日にB社からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における平成2年7月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年6月11日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、同社から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員明細表によると、請求者の厚生年金基金における再加入年月日が平成2年7月1日となっているところ、オ

ンライン記録におけるA社の資格取得年月日と一致しており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として、厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年6月11日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100336号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月

② 平成15年12月

請求期間について、A社のB支店に勤務しており、同社から賞与が支払われたが、年金の記録がないので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は既に解散しており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、解散時の事業主からも当該期間の賞与に係る届出及び厚生年金保険料控除について回答が得られない。

また、請求者の請求期間当時の住所地であったC市は、保存期間経過のため、当該期間の税務関係資料は保存していない旨回答している上、請求者が請求期間に係る賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過のため、当該期間の取引履歴は発行できない旨回答している。

さらに、請求者は、賞与明細書及び賞与の振込があったとする預金通帳等の資料を所持していない。

これらのことから、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100384号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年8月1日から同年9月1日まで

私は、平成3年8月1日から平成9年3月31日までA社で営業職のフルタイム月給・固定給アルバイトとして勤務したにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、平成3年9月1日とされている。

A社に私の人事記録が保管されているはずであり、勤務していたことは間違いないので、資格取得年月日を平成3年8月1日に訂正し、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る人事管理情報及び回答等並びに雇用保険の記録から、請求者は、平成3年8月1日から平成9年3月31日まで、同社に契約一般社員、フルタイムの月給・固定給であるC職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係るD企業年金基金情報及びE健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書によれば、いずれも資格取得年月日は平成3年9月1日であることが確認でき、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録の資格取得年月日と符合する。

また、A社は請求期間当時の賃金台帳等の資料はなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である旨回答していることから請求期間の保険料が請求者の給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同日である平成3年9月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間が1年以上ある9人について雇用保険被保険者記

録を確認したところ、8人が厚生年金保険被保険者資格取得月の前月である平成3年8月に資格取得していることが確認できることから同社は、請求期間当時、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。